

若越郷土研究

25ノ4

稲吉保 (一)

小泉 義博

(一) 現武生市稲寄町には、かつて稲吉保なる国衙領があり、それが南北朝時代に石清水八幡宮に施入されて、関係史料三点を今に残している。そこで以下にこれらの史料を紹介しつつ、稲吉保の歴史について考えてみたいと思う。

稲吉保に関する初見史料は、次節に引用する永和三(一三七七)年十一月日の^(第1)散用状である。これは、石清水八幡宮が当保の支配のために作成させたものと考

小泉 稲吉保 (一)

えられるから、稲吉保が石清水八幡宮に施入されたのは永和三年をあまり遡らない時点であったのであろう。施入の主体については未詳であるが、当八幡宮が武門によって尊崇された神社である点を踏まえれば、それが武士であったことはほぼ確かだ、また少なくとも越前の国衙領を領有する権限を有した者であることは間違いない。この稲吉保の施入によく似た事例を他に求めてみるならば、永和五(一三七九)年二月二十四日に、將軍足利義満が石清水八幡宮に越前国河南下郷半分を寄進している史料⁽²⁾が得られ、これと同様の経過を稲吉保についても想定してよいと思われるので、稲吉保は將軍足利義満によって石清水八幡宮に施入されたものと考えられるのである。

注1 『石清水八幡宮田中家文書』第二四八号
(『大日本古文書』家わけ四)

2 『石清水八幡宮菊大路家文書』第一七三号
(『大日本古文書』家わけ四)

(二)

稲吉保の初見史料たる散用状は、当該時期の越前においては比較的例の少ないものである。煩を厭わずに全文を掲載して検討を加えたいと思う。この散用状に見られる支配の実態は、施入を受けた石清水八幡宮がその時点で新たに設定したものとは考えにくく、むしろかつての国衙領段階における支配方式をそのまま継承していると見るべきであろう。とすれば、この散用状は、極めて乏しい越前国衙領関係の史料の一つとして、充分に注目すべき必要があるであろう。なおこの散用状の内容を理解しやすく整理すると、第一表のようになる。

(端裏書)
「稲吉保永和三年散用状」

注進

稲吉保 永和三年御年貢以下散用状目安

合

惣田数玖町小五十歩

分米伍拾捌石八斗七合之内

小泉 稻吉保 (一)

除
 壹石壹斗 井料
 貳拾陸石 損亡御免
 残米參拾壹石七斗七合
 口米 肆石參斗二升七合八勺一才
 新田七段小 所当米貳石貳斗
 反別三斗定

御佃米 拾參石貳斗
 厨米 拾壹石
 都合延米陸拾貳石肆斗二升八合八勺一才

除
 參斗 上分米 參斗 斤付
 伍斗 御倉付 壹石壹斗 御倉祭
 伍斗 万石米 壹石 算失
 拾壹石 保司給
 以上拾肆石七斗
 残御米肆拾柒石參斗二升八合八勺一才

除
 壹石柒斗五升五合当年守護役二御免
 四斗七升 河賃
 以上貳石貳斗二升五合

〔第1表〕散用状 (数値は史料のまま)

田	90反170 步			諸役	
		(石)		御湯錢	1,100 文
分米		58.807	(反別0.65)	夫用途	3,300 (名別300文)
除	-)	27.1	(井料・損亡)	草干錢	220 (名別20文)
残米		31.707		暑豫等代	+) 880 (名別80文)
口米	+) 4.32781			以上	5,500
新田所当米	+) 2.2	(反別0.3)		御湯錢春進上	-) 550
御佃米	+) 13.2			守護役	-) 3,923
厨米	+) 11			両度之夫 2 人	-) 600
都合延米	62.42881			残定御錢	427
除	-) 14.7	(上分米など)			
残御米	47.32881				
除	-) 2.225	(守護役・河賃)			
定御米	43.46381				
畠	56反180 步				
		(石)			
分大豆		14.125	(反別0.25)		
御服	16兩 2 分のうち当畑14兩(16兩 2 分=66分)				

定御米肆拾參石肆斗陸升三合八夕一
才

畠伍町六段半 分大豆拾肆石壹斗二升

五合

一御服 拾陸兩二分之内 当畑拾四兩

武両式分者依下地荒弁

一御湯錢 壹貫百文之内 五百五十文

春進上

一夫用途 參貫參百文 名別三百文定

一草干錢 貳百廿文 名別廿文定

(署預)

一暑豫・和布・白苧等代八百八十文

名別八十文定

以上伍貫五百文之内

五百五十文御湯錢 春進上

參貫玖百貳十三文 今年守護役ニ御免

陸百文 春秋兩度之夫凡二人之立用

殘定御錢肆百貳十七文

右、太略注進如件。

永和參年十一月 日 田所(花押)

(案)安主(花押)

保司(花押)

(紙繼目裏に田所の花押あり)

まず、散用状の後半部分の諸役の項に

小泉 稻吉保 (一)

注目すると、夫用途・草干錢・暑豫等代のいずれもが名別賦課となっており、その数値によって計算すると、稻吉保は十一名で構成されていたことが知られる。

このことは、後に引用する大永二(一五二二)年九月の雜掌目安状案に「十一名々主」とあるのと合致している。同列に見える御湯錢にはかかる注記がなされていないが、しかしその数値から判断すれば同様に名別賦課(名別百文)であったと考えるべきであろう。とすれば、稻吉保を構成した十一名は、諸役としてそれぞれが計五〇〇文(全体で計五五〇〇文)ずつを納入することになっていたのである。そしてこのように均等な諸役を負担するためには、名の田畠面積もほぼ均等に配分されていたと推測すべきなのではなからうか。

名に属する田畠面積の均等である事例としては、既に大和池田庄・横田庄・若狭太良庄・豊前岩崎庄などの研究がある。て、こうした均等名は、当該所領の領有者が、その家産経済維持のために所領に

対して何を求めるかという目的に添って名編成を行なうところから生じてくることが明らかになっている。それゆゑ名は、名別賦課の諸負担の納入単位として適切に機能しうるだけの規模と構造を持つことになるのである。その所領内の農民の経営や所有の実態を投影するものではない。このような名を管理する最下級の庄官が名主であって、彼らは名別の諸負担を遅滞なく納入することが第一義的に要請されており、その義務に付属して、反別賦課の分米などの徴収もあわせて取り行なうことになっているのである。以上のような名の特質は、単に庄園においてだけでなく、稻吉保のごとき国衙領においても妥当するであろうから、この理解を前提にして、前掲の散用状をさらに詳しく検討していくことにしよう。

まず稻吉保の惣田数は九〇反一七〇歩とある。これを以下では本田(新田など)に対比する意味でと称することにしよう。前述のように、この本田が十一名に均等に配分されていたとすれば、一名は約八

反の本田を含んでいたことになる。この本田からは分米五八石八斗余が徴収されることになっているから、反別に換算すれば六斗五升ということになる。

次に、この分米から井料と損亡をまず控除して残米三一石七斗余を算出し、これに口米・新田所当米・御佃米・厨米を新たに加算して都合延米六二石四斗余を計算するという手順になっている。このことから、惣田数 \parallel 本田のうちには、川成・不作等の損亡地が含まれている一方で、新田・佃・厨田（厨米負担の田地を仮にこう称することにする）等が含まれていないことが知られよう。このような散用状の記載方式は、例えば若狭太良庄の実検取帳目録⁽⁷⁾におけるそれとはかなり相異しているのであって、太良庄の場合には、惣田数から不作・河成をまず除いて見作田を算出し、ここから仏神田・佃・諸給田等の除田を引いて定田を計算し、ついでこの定田からの所当米に加徴米・勘料米・佃米を加算して徴収米総量を算出するという手順になっているのである。

この太良庄の事例と比較すれば明らかのように、稻吉保の惣田数は、文字通りの田地総面積を表示しているのでは決してなく、控除すべき除田部分をあらかじめ引いてしまった面積（つまり定田に川成・不作を加えた面積）にすぎないのである。かかる記載方式がとられているのであるとみれば、この散用状から稻吉保全体の規模や構造を子細に知ることは不可能と言わざるをえないであろう。しかしながら、この散用状を作成させた新領有者石清水八幡宮にとっては、こうした記載方式はむしろ適切であったと言うべきで、除田部分をいちいち控除する煩雑さをまぬがれて、分米を徴収しうる本田だけに注目していればよいのである。それではなぜこのような記載方式になっているのであろうか。それは、稻吉保がそれまで国衙領に属していて、在地有力者たる在庁官人が保司として当保を支配していたという経緯によるものと思われ、新たに石清水八幡宮領となつてこの散用状が作成された段階になつても、保司には交代

がなかったのではあるまいか。もしそうであるとすれば、現地を熟知している保司は、こと細かにその構造や規模を記載する必要はなかったのであり、さらに想像を逞しくすれば、敢えて記載しなかつたのかもしれない。また石清水八幡宮も、除田部分まで知ろうとはしなかつたのであろう。こうして、右のごとくやや簡略な散用状が作成されるに至つたと考えられるのである。なお、この散用状中で、損亡として二六石（分米の四四％にあたる）の控除が見える点は注目すべきであつて、南北朝期に至つてもなお田地は安定的に経営されてはいなかったのである。当保は現日野川右岸に立地していたから、用水管理等に困難があつたのかもしれない。また、この用水管理のために下行されている井料米一石一斗というのは、その数値から考えて、名列一斗の配分であつたのではあるまいか。

次に、都合延米を計算するにあつて加算されている口米以下の四項目について見てみよう。まず口米は、いわば付加

税にあたるもので、分米もしくは残米を基準にして算出されているものなのであろうが、その比率等については残念ながらよく判らない。ついで新田所当米が計上されている。新田は七反一二〇歩で、むろんこれは惣田数〓本田面積には含まれておらず、これに反別三斗の所当米を乗じて、計二石二斗が収納されることになつてゐる。多くの損亡地を一方では出しながらも、他方では新田の開発が行なわれていることに注意すべきであつて、かかる開発の努力を促したのは、税率が本田反別六斗五升に対して反別三斗と低くなつてゐることによるものであろう。次に御佃米がある。佃というのは、当該所領の領主が直営する田地のことで、領主（むろん現地ではその代官）は近在の農民に種子・農料を下行してこれを耕作させ、かわりに収穫の全てを徴収するものである。御佃米とて尊称が冠されているのは、こうした特別の扱いを受けると共に、佃米が領主に上納されるからなのであろう。ここで参考のために若狭太良

庄の佃について見てみると、太良庄では佃五反が五名に対して各一反あて配分されており、そこから所当米として反別一石四斗、計七石が徴収されることになつてゐる。もしこのような佃の扱いが同様

に稲吉保においてもなされてゐるとするならば、当保の十一名に対して各一反あて、計一一反の佃が配置されてゐたと推測され、佃米は一三石二斗と見えるから、反別（つまりは名別）一石二斗であつたということにならう。そしてこの佃経営の責任者が、すなわち名主なのである。なお、当保の佃面積が惣田数〓本田に含まれていなかったことは前述の通りである。次に、厨米一一石が計上されてゐる。厨とは恐らく国衙に付設されてゐた厨房のことと思われ、その運営のためにかかる特別の賦課が行なわれていたものと考えられる。また、前列に見えた佃が、本田とは別扱いになつて名別一反あて配置されていたのであるから、同様に厨米を負担すべき厨田も、本田とは別として名別に配分されていたのではないかと

と思われ、もしそうであれば、厨米一一石は名別一石あての負担ということになり、その厨田の面積は名別一反あて（当保全体で一一反、本田に含まれず）ということだったのであろう。以上の検討によつて、加算部分として計上されている四項目は、いずれもその面積が惣田数〓本田には含まれず（口米は問題外）、また佃と厨田とは共に一反ずつが、十一名に均等に配置されていたのではないかということが推測された。

かくして算出された都合延米六二石四斗余から、今度は必要経費として七項目、計一四石七斗が控除されて、残御米四七石三斗余が計算されている。この残御米には尊称御が付されているから、この部分が当保の領有者（現時点では石清水八幡宮、以前は国衙）に確定的に上納されることになるのであろう。それではどのような控除分があつたのか、七項目について順不同ながら以下に見てみよう。

まず最も多い経費として保司給一一石というのがある。これは当保の現地管理

者たる保司に給与される部分で、当該散用状の末尾に署名している保司・安主・田所に配分されるのであろう。ところでこの一一石という数値が、前述した厨米一一石と全く同量である点にここでは注目したい。つまり結論を先に言えば、厨米として加算されていた一一石というのは、実は保司給に当てられる一一石だったのでないかということである。すでに若狭太良庄の例と比較して明らかになっていたように、厨米を負担する厨田は、惣田数〓本田に含まれない除田部分にあたるものであった。そして太良庄における除田には、仏神田・佃とともに諸給田が含まれていたのだから、厨田は給田の性格を持つ可能性が極めて高いのである。先に、御佃米に冠されている尊称御について、これは領主に上納されるためのものであることを指摘しておいたが、このことから逆に言えば、同列の厨米に尊称が見えないのは、これが領主に上納されるものではないこと、つまり在地に留保されるものであることを意味してい

ると考えられ、このこともわずかながらに右の可能性を支持するであろう。もしこの厨田〓給田という推測が妥当であるとするならば、厨米と保司給との散用状上における取り扱いについては次のように言えるであろう。すなわち、当保が国衙領として在庁官人の支配下にあった段階では、厨田は惣田数に含まれていなかったのだから、国衙に納入される分米とともに厨米も、散用状に加算部分として計上されねばならない。しかるに国衙厨房でこの厨米を受納する在庁官人が同時に当保の保司であったとするならば、一旦計上された厨米は、今度は保司給という必要経費として控除されることになる。とくに現時点は、当保の領有者が国衙から石清水八幡宮に変更になった時であるから、以前ならば在庁官人は分米すらも自己所得になしえたかもしれないが、以後はかかる混同した取り扱いが許されるはずもなく、ために分米と保司給とは厳密に区別しておかなければならない。厨米と保司給とが同じ一一石という数値

であることは、このような関係を示しているのではないかと思われるのである。そしてもしこの推測が成り立つとするならば、このことはまた当保の当初の設立の目的をも示唆しているのではあるまいか。すなわち、当保は、保司に任せられるべき国衙厨房の在庁官人の家産経済を運営するために設定されたものだったのではないかということである。かつて大山喬平氏は、若狭国衙領たる今富名・吉松名などの在庁別名の成立について論じられて、在庁官人達が旧来の郷を分割して多くの在庁別名を成立させ、その内のみずからの職掌に従った給田を配置していった(つまり自分が在庁別名の管理者となつて給田を確保する)と述べられたのであるが、これと同様の事態を稻吉保においても想定しうるのであって、当保は、平安末期の国衙領における別名体制の成立期に、越前国衙の厨房の管理を職掌とする在庁官人によって、旧来の郷から分割成立させられた在庁別名であったと考えられるのである。

さて必要経費として控除されている次のものとしては、御倉付五斗と御倉祭一石一斗とがある。前者は分米等を現地保管するための御倉の補修費などに当てられるものであろう。後者はこの御倉で奉行される収穫祭などの祭礼の運営費のことと思われ、一石一斗という数値から推せば、祭礼には十一名の名主が参加して諸事万端を整え、これに対して各一斗ずつ計一石一斗が下行されたということなのであろう。ついで上分米というのは、近在の社祀に奉納される供米のことと思われる。例えば興福寺領河口庄本庄郷の下用米のうち三斗が、「御米運上之時、神々上分米」として奉納されているのと同様に考えてよいであらう。この他に必要経費としては、斤付・万石米および算失が控除されることになっているが、これらの詳細については残念ながらよく判らない。

こうして必要経費を控除して算出された残御米四七石三斗余が、当保の領有者にはほぼ恒常的に納入される部分というこ

とになるのであるが、しかし、ここからさらに臨時的に指し引かれる除分がある。それは守護役と河賃である。守護役とは、永和三年段階の越前守護斯波高経が、国内の諸所領に対して一率に賦課した臨時的課役で、もしその賦課基準が本田面積であったとすれば、それは反別約二升ということになろう。次に河賃というのは、御倉に集積された分米（残御米）を船で渡河運搬するための経費と思われ、現日野川右岸の当保から左岸の国衙在庁に運ぶために必要とされたのであろう。その運賃の比率は、残御米四七石三斗余に対して四斗七升、つまり運搬すべき米の1%であった。

以上の諸控除分を引いて残った定御米四三石四斗余が、最終的に稻吉保の年貢米として保から国衙に納入されていたのである。当保が石清水八幡宮に施入された以後は、これが下向してきた雑掌に手渡されることになるのである。

次に、稻吉保には畠が五六反一八〇歩ある。これが十一名にほぼ均等に配置さ

れていたとするならば、名別約五反ということになる。この畠からは分大豆一四石一斗二升五合が徴収されており、除すれば反別二斗五升の賦課であったと計算できる。この畠に対するいまひとつの賦課に御服がある。これは、「御服綿」と記す史料があるところから考えて真綿のことと思われ、計一六兩二分が徴収されることになっているが、ここにも下地荒があるため二兩二分を不弁として免除して一四兩を納めさせている。ところで、この御服の賦課基準は何であらうか。御服の単位となっている兩・分は重さを表わし、一兩が四分であるから、一六兩二分は六六分と換算することができる。しかるにこの数値を畠地面積で除してみても、決して適切な基準数値は得られないから、基準は他に求めなければならぬ。そこで想到されるのが十一名という名編成数であって、御服を名別の負担と考えれば、名別六分（ \parallel 一兩二分）という極めて妥当な数値が得られるのである。すなわち御服は、前述の御佃米・厨米や諸

役銭と同様に、名別負担であったのである。なお下地荒で不弁となっていた二両二分一〇分についても、荒島を抱える名に対して適切に配分されていたことであろう。

さて次に、諸役として計上されている四項目について見てみよう。これらは先に述べたごとく、いずれも名別賦課となっている。御湯銭というのは、国衙付設の湯殿（風呂）を沸かすための負担と思われ、本来は指定された日時に名単位で湯殿に勤仕して湯を沸かしたものであろうが、これが後に銭納に切り替えられたのであろう。次に夫用途として名別三〇〇文、計三三〇〇文が計上されている。これは国衙の在庁官人が京上するのに伴って荷役に従事したり、あるいは使者として上洛するといったような負担のことと思われ、本来は名単位で人夫そのものの提供が義務付けられていたのであろうが、今はそれに代えて名別三〇〇文を納入することになっている。本年は「春秋兩度之夫凡二人之立用」に六〇〇文が

既に支出されているから、人夫一人につき三〇〇文が必要であったわけで、名別三〇〇文とは名別人夫一人の代わりであったということになる。当保全体では年間一人の人夫が確保できたわけである。ところで、この人夫一人が三〇〇文に相当するというのはどういうことなのであろうか。参考のために祇園社が越前府中へ派遣した使節の例を見てみると、京から越前に下向するために「片道糧料二連」が、また「上洛時者三連」が必要とされており、この帰路の三連とは「旅糧百五十文」にあたりと見えているから、一連とは五〇文のことであり、京へ越前の往復旅費として計二五〇文が必要であったことが知られる。ただしこの使節の場合には、さらに余計に一〇〇文かかったと記されているから、実際には三五〇文が必要だったのである。この例から考えるならば、当時は京へ越前の往復旅費に二五〇〇文かかったということであって、この経費は先の人夫一人につき三〇〇文という数値とほぼ合致している

といえるであろう。すなわち、夫用途名別三〇〇文というのは、名別一人の人夫を京へ派遣する代わりの代銭納であったのである。次に、草干銭として名別二〇〇文、計二二〇〇文が計上されている。これがいかなるものかは判然としないが、あるいは飼料用の干草のことかもしれない。現物が国衙に納入されており、今は銭納化されているのである。最後に、暑稼（暑稼）・和布・白苧等代として名別八〇文、計八八〇文が計上されている。薯蕷はやまのいも、和布はわかめ、白苧はからむしのことで、これらも本来は現物納であったのであろうが、今では銭納化されている。以上の検討によって、四項目の諸役として名別計五〇〇文、総計五五〇〇文の納入が義務付けられていたことが明らかになった。そしてこの徴収された諸役銭のうちから、ある時には「春秋兩度之夫」のごとき必要に応じて経費が支出され、あるいは「御湯銭春進上」のごとくに当保領有者に上納されることになっていた

のである。しかるに、永和三年段階においては既に当保に対して新たに越前守護の支配力が波及してきているのであって、実に三九二三文という多額の守護役が当年は賦課されている。これは徴収された諸役銭の七〇%を超えるものである。その賦課基準については未詳ながら、前述の守護役米と同様に本田面積がその基準であるとすれば、反当たり約四五文であったことにならう。こうして稻吉保の新領有者たる石清水八幡宮は、諸役銭として当年は、「春進上」の五五〇文に残定御銭四二七文を加えた計九七七文が収納できるにすぎなくなっているのである。

以上によって、散用状に関する検討はほぼ終った。そこで最後にまとめの意味で、稻吉保の全体の規模と、当保を構成した十一の名の構造とについて整理しておきたい。

〔第2表〕 稻吉保の規模

本田 (=惣田数)	90反170歩	分 米	(石) 58.807
(うち損亡)	40反		26.)
新田	7反120歩	所当米	2.2
佃	11反	御佃米	13.2
厨田	11反	厨 米	11.
計	119反290歩		
畠	56反180歩	分大豆	(石) 14.125
総計	176反110歩		

新田が七反一二〇歩、佃が一一反、厨田が一一反あり、総計で田地は一一九反二九〇歩であったと推測される。次に畠は五六反一八〇歩ある。そして田地と畠との総計を求めれば一七六反一一〇歩ということになり、これが当保に属する田畠の全面積なのである。

次に、当保を構成した十一の名のひとつをとりあげて、その構造と規模をまとめたのが第三表である。すでに何度も述べているように、諸役銭が名別賦課である点から推せば、当保は十一の均等名によって構成されていたと思われるので、各名の規模や構造は比較的容易に算出することができる。まず本田が約八反配置され、ここから分米が反別六斗五升(つまり名別にして約五石三斗)納められる。ついで佃と厨田とが名別一反あて配置され、ここからは御佃米が名別(〓反別)一石二斗、厨米が名別(〓反別)一石納められる。さらに新田が若干あり、新田所当米は反別三斗で納められる。次に畠は約五反が配置され、ここからは分大豆

〔第3表〕名の構造

面積		負担		
本田	8反余	分米	(石)	約5.3 (反別0.65)
佃	1反	御米		1.2
厨田	1反	厨米		1.
新田	若干	所当米		若干 (反別0.3)
畠	5反余	分大豆		約1.3 (反別0.25)
		御服		1兩2分 (ただし若干を不弁)
		諸役		御湯錢 100文
				夫用途 300文
				草干錢 20文
				薯蕷等代 80文
			(計)	500文)

が反別二斗五升(つまり名別にして約一石三斗)、御服が名別一兩二分(ただし若干の不弁あり)納められている。以上に加えて名別賦課の諸役錢として計五〇〇文があり、そのうちわけは、御湯錢一〇〇文、夫用途三〇〇文、草干錢二〇文、^(薯蕷)薯蕷等代八〇文であった。この諸役錢は本来は現物納であったと思われるが、のちに錢納化されたものである。

稲吉保の名は以上のような構造と規模をもつものであった。そしてこの名を管理するのが名主であって、諸負担を遅滞なく納入する義務に対して、名主はなにがしかの得分(散用状上には見えない)を取得することができたのである。ところで、それでは当保はなにゆえにかかる均等名構造をもつことになったのであろうか。それは、十一名の規模を均等にすること、御佃米・厨米・御服・諸役錢を各名から均等に負担させるところにこそ、その目的があったのである。

ここで参考のために、均等名構造を持つ庄園の例として著名な大和横田庄につ

いて、安田次郎氏の研究⁽¹⁵⁾を見てみると、横田庄は興福寺のいわゆる膝下庄園として嚴重な支配を受け、均等に編成された十名からは名別に一律の人夫役が調達されているのであって、その他の分米・諸公事は反別賦課となっているのである。すなわち横田庄の第一義的な負担は夫役であって、他のものはいずれも副次的な負担でしかないのである。

均等名構造の庄園が、このように領主の主要な収取目的にそって編成されたものであるとするならば、同様に稲吉保の均等名の編成目的についてもこの理解は妥当であろう。すなわち、まず第一に、当保は越前国衙のごく近在に位置するところから、国衙にとつては「膝下庄園」の性格をもつものであった。第二に、厨米の分析を通して明らかになったように、当保は国衙厨房の管理を職掌とする在庁官人の家産経済運営のために設立された在庁別名であった。これらの点を踏まえれば、当保の均等名が、この在庁官人の家産経済運営に最も適合的な数で編

成され、また最も必要とされる負担物を名別に均等に賦課することになっていったということは、容易に推察がつくのである。

そこでもう一度、名別賦課の諸負担を列記してみると、御佃米・厨米・御服・御湯銭（もとは湯殿勤仕）・夫用途（もとは京上人夫一人）・草干銭（もとは干草か）・薯蕷等代（もとは薯蕷等の副菜や日用品）の七種類であったのであるが、このうち御佃米は保司¹¹在庁官人からさらに上級の領主（国司もしくは国衙倉庫）に上納されるものであるから、一応除外することができよう。とすると、残った六種類の負担物は、まさしく厨房官人の家産経済運営に必要なものばかりということになるではないか。すなわち、稻吉保の均等な十一名は、国衙厨房の官人の家産経済運営を目的として編成されたものであったのである。

しかしながら、右の理解は、在庁別名が広範に設定されてくる平安末期においてのみ妥当するものであって、当該散用

状の作成された南北朝期に至れば、国衙機構の衰退に伴ってかかる状況は見られなくなっており、名は、単に年貢・諸役を徴収する一単位としてのみ機能しているのである。

- 注 1 『石清水八幡宮田中家文書』第二四八号
 2 『石清水八幡宮田中家文書』第二五〇号
 3 稻垣泰彦氏「莊園開発のあとをさぐる——大和国池田荘——」（同氏編『莊園の世界』）、同氏「中世の農業経営と収取形態」（新版岩波講座『日本歴史』中世二）
 4 安田次郎氏「興福寺大乗院領大和国横田庄の均等名」（『史学雑誌』第八八編一号）
 5 黒田俊雄氏「鎌倉時代の莊園の勸農と農民層の構成」（『日本中世封建論』）
 6 工藤敬一氏「九州における均等名体制の成立と性格」（『九州庄園の研究』）
 7 「東寺百合文書」建長六年十一月二十七日若狭太良庄実検取帳目録案（『鎌倉遺文』第七八二五号）
 8 黒田氏前注5論文
 9 大山喬平氏「国衙領における領主制の形成」（『日本中世農村史の研究』）
 10 「河口庄田地引付」（井上鋭夫氏編『北国庄園史料』）
 12 「河口庄綿両目等事」（『北国庄園史料』）

- 13 『社家記録』観応元年十月二十五日条（『八坂神社記録』——『増補続史料大成』第四三卷）
 14 『社家記録』観応元年十一月六日条
 15 安田氏前注4論文